

# 林業普及のあゆみ

(豊かな山村づくりをすすめて)

昭和55年1月 徳島県

## 林業普及指導事業30周年に当たって

昭和25年から始まった本県の林業普及指導事業が、本年、30周年を迎えましたことを皆様方とともに心からお慶び申し上げます。

戦後の混乱期に、かつて例をみない画期的な制度として発足したこの事業は、その後の社会経済情勢のめまぐるしい変貌によって今日まで幾多の変遷を経てきましたが、この間この事業を担当された関係職員の永年にわたる地道な普及活動と農林家や関係機関の方々のひたむきなご努力によって、発足当時わずか68千ヘクタールに過ぎなかった本県民有林の人工林面積が、今日では184千ヘクタールと飛躍的な拡大をみるなど、本県林業の近代化と農山村社会の発展に大きく寄与してまいりました。

しかしながら、本県林業の現状は、県内人工林の大部分がいまだ育成過程にあるという資源的な制約があるほか、木材需要の伸び悩み、労働力の不足、伐採や造林等の林業生産活動の減退など、まことに厳しい事態に直面しております。

一方では、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等森林のもつ公益的機能の発揮に対する国民的要請がますます高まっており、さらに石油等に代表されるエネルギー問題が最近とみに厳しさを加えている中で、森林は、再生産可能な資源として改めてその重要性が見直されつつあります。

このような情勢に対処し、県としては、地域の実態に即応した林業の振興と活力ある山村を育成するため、長期的な展望に立って、地域林業の発展と山村振興のための総合的な諸施策を積極的に講じてまいる所存ではありますが、これら諸施策の総合効果を高めていくうえで普及指導事業の果たすべき役割がますます大きくなっておりますことは今さら申すまでもありません。

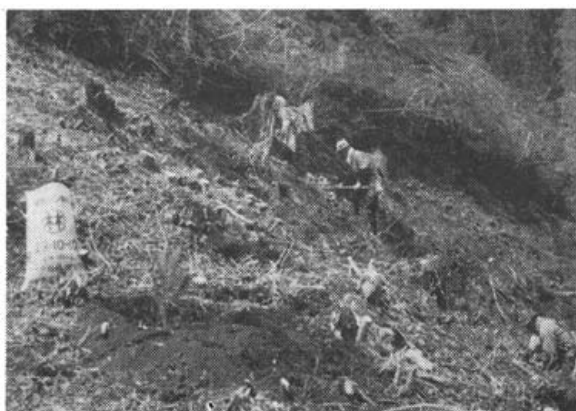
ここに普及指導事業30年を迎えるにあたり、関係者の方々の永年にわたるご努力と業績に対し深く敬意と感謝の意を表しますとともに30年の成果と反省に立って、本県林業の発展のため、なお一層の研さんと効果的な活動の展開に努められるよう念願し、あわせて関係各位の一層の御指導、御協力をお願いいたしまして記念誌発刊の言葉といたします。

昭和55年 1月

徳島県知事 武 市 恭 信

# 写真でみる林業普及

## 1 森林を育てる



植付け



さし木苗作り (木屋平村)



造林地 (牟岐町)



幼令林 (海南町神野)



杉40年林 (海南町平井)

# 森林を育てる



下刈り作業 現在実施面積 2 万 ha



間伐作業 実施対象面積は 6 万 ha



間伐枝打後の林道（勝浦郡上勝町）



枝打作業

木材を生産する



伐採

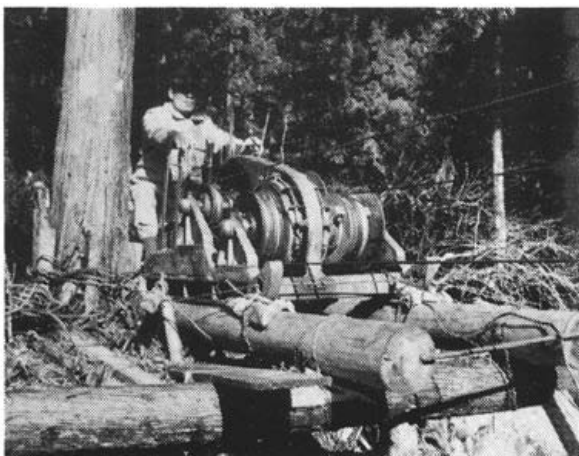


積込み



集材作業

近代化した木材の搬出



集材機



チェーンソー

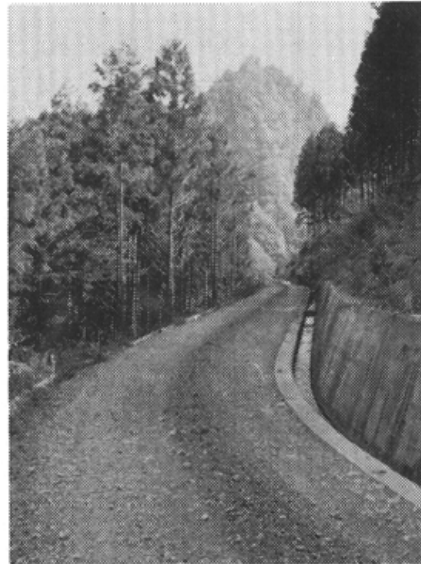


単線循環式架線による運材



デルピスによる林内運搬

### 整備された林道



林道 相川線



木頭村 南川村道



グループで開発されたオバキュー  
(相生町藤谷杉生会)

## 2 林業者との結びつきを深める

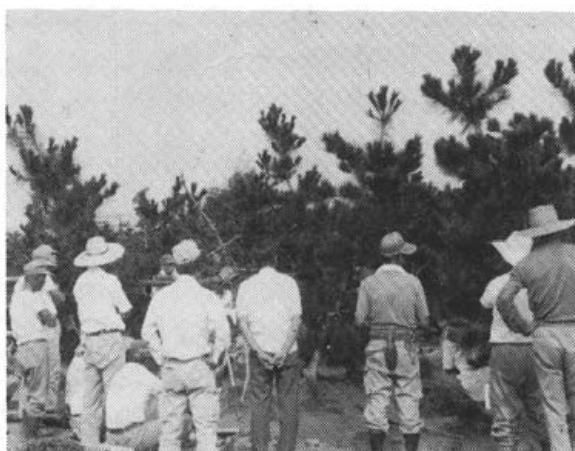
### 現地指導



間伐講習会 昭和52年 海南町



リモコンチェーンソー研修会  
海南町 昭和54年



緑化木せん枝講習会  
鴨島町 昭和50年



払払機講習会  
牟岐町 昭和34年

## 地域林業を担う指導者



認定書を手を知事を囲んだ林業経営士  
昭和52年3月26日 知事室にて

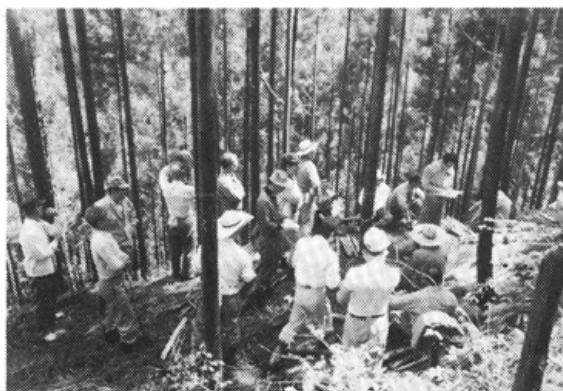


林業青年海外派遣研修第1回生  
知事にあいさつ 昭和47年度

森林施業状況交換



昭和52年度 木屋平村林業推進会



間伐講習会 木頭村



## 育ち行く林業後継者



第1回徳島県青少年林業振興活動発表大会の受賞者達（昭和29年）  
昭和29年度 ～ 昭和47年度



第6回発表風景



林業技術交換研修会  
昭和29年度 ～ 昭和51年度



林業後継者のつどい  
昭和47年度 ～ 昭和49年度  
47.9.20.（神山町町外活動センター）



林業移動大学  
昭和43年度 ～ 昭和46年度実施  
昭和43年11月29日 高知城にて

普及活動の推進



徳島県林業改良普及活動実績発表大会  
昭和39年度 ～



徳島県林業試験場業務報告会  
昭和44年度 ～



昭和46年10月24日 (自治会館)

3 伸びる特用林産

しいたけほだ場

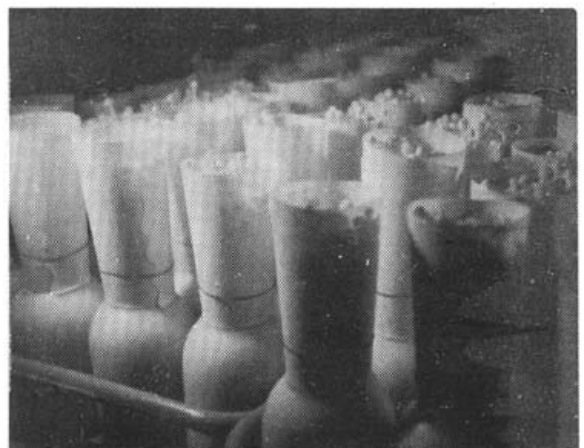


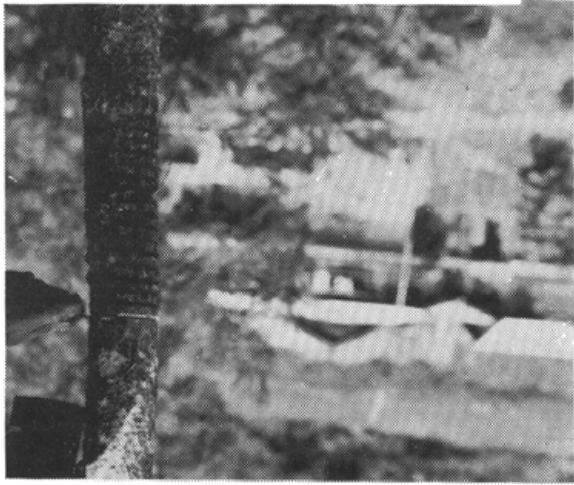
フレーム内でのしいたけの発生



ひらたけ（人工シメジ）の包装

エノキタケのビン栽培





うるし (山城町)



ぜんまい (山城町)



オーレン (山城町)

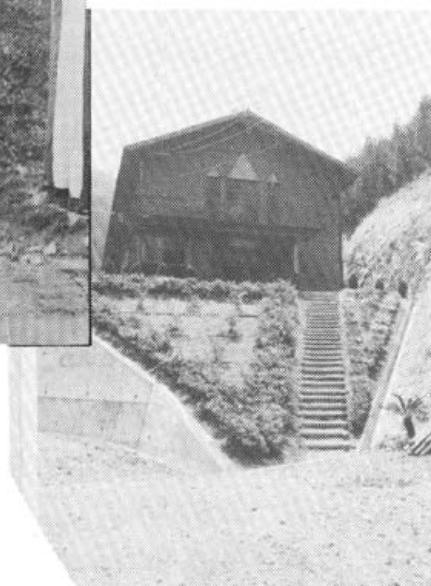


オモトの林間栽培 (日和佐町)

#### 4 普及指導施設



徳島県青少年の森  
昭和54年5月7日



実習指導施設（徳島県林業総合技術センター）  
昭和51年4月1日開所

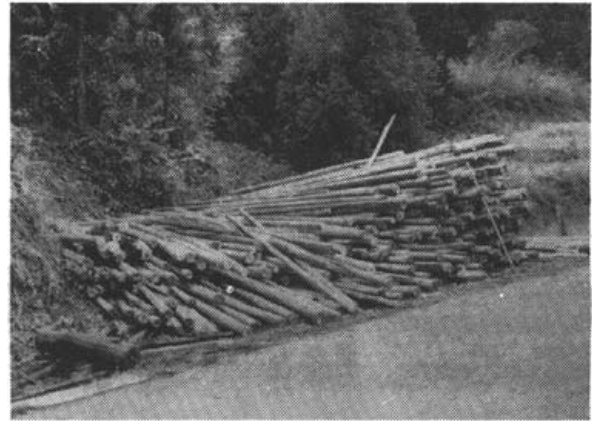


徳島県立県民の森資料館  
昭和44年10月31日  
開館

## 5 進む小径材の利用



相生町森林組合木材共販所



道路わきに積まれた  
小径木（木屋平村）



林業構造改善事業で整備された  
小径木加工場（山城町）

スケヤリング両面取機  
美馬町村雲製材



チップ生産施設（山城町）

6 深くなった緑の絨毯



7 関係団体の協力を求めて



徳島県林業総決起大会  
47.3.1.



徳島県山村振興林業大会  
53.10.23



徳島県山村振興林業大会54  
54.9.10



# 第1章 林業普及指導事業の発足と経過

## 第1節 普及制度の発足

戦後発足したわが国の農林漁業普及制度は、終戦後の占領政策の一つとして連合軍総司令部（GHQ）、天然資源局（NR S）の勧告によって新しく生まれたものである。勧告後、当初は農林省内に大学、試験研究機関、農林省内の関係者で構成された農業渉外連絡会が設置され、農林関係を一本にした方向で普及制度について検討が進められてきたが、林業・水産業等の部門においては、その特殊性から別個の体制をとることになり、農業部門においては、いち早く昭和23年に農業改良助長法および農業改良局設置法が制定され、農業改良普及制度が発足した。

林業部門では、これから1年後の昭和24年6月、農林省設置法の改正を機会に林野庁指導部内に研究普及課が設置され、林業技術研究普及助長事業要綱に基づいて普及事業が進められることになった。

発足当初の普及事業は、「林業に関する試験研究を強力に推進し、その成果の急速な普及を図って我が国林業の振興に貢献する」ことを目的として、試験研究機関で開発された新しい優秀な林業技術を農山村の森林所有者・林産業者等にそのまま伝達、普及することであったが、植伐の不均衡と災害の頻発という当時の情勢から、資源の培養と国土の保全といった公益性優先の性格を強く内包していたということが特色としてあげられる。

本県では、昭和25年4月、長官通牒による「林業技術研究普及助長事業要綱」に基づき、昭和25年7月、県林産課に普及係を設置して、林業専門技術普及員7人を置き、同年8月、地方事務所に林業地区技術普及員15人を配置した。そして普及活動に必要な知識・技術を修得させるため、専門普及員を林野庁が主催する各専門科目別の講習会・協議会に参加させるとともに地区普及員に対しては毎月1回定例訓練会を行ない、普及職員の資質向上をはかった。

普及活動の進め方としては、試験研究の成果のなかから、①土地生産力の増強、②木材利用の合理化、③林業者の利益増進、④愛林思想の普及の4項目に分類された30余りの普及基本テーマを選定し、この基本テーマを中心とした普及活動が現地や室内の講習会・座談会、あるいは戸別訪問などによって、意欲的に展開された。

一方では、効率的な普及活動を進めるために昭和26年、海部郡川上村（現海南町）を林業技術普及モデル村に指定し、この地域に対して集約的な技術を導入し、これをモデルとして技術の波及浸透をはかった。

また、実物展示による技術指導が効果的であるところから、昭和26年以降に林業技術普及モデル村にさし木展示林0.7ヘクタールおよび薪炭林施業改善展示（2カ所0.6ヘクタール）が設置されたほか、海部郡浅川村（現海南町）と美馬郡江原町（現脇町）に薪炭林施業改善展示林が、麻植郡山瀬町（現山川町）に展示模範苗畑9アールがあいついで設置された。

このようにして、普及員は修得した新しい技術を何とかして農林家に持ち込もうとして普及活動に取り組んできたが、いかにすぐれた技術であっても、ただ単に個別技術の伝達普及に終わったのでは普及活動の効果も一部の限られた範囲にとどまり、せつかくの普及活動もあまり効果をあげていないという実情であったので、これまでの普及事業に反省・検討が加えられた。

その結果、昭和28年には、発足当初の目的を「民有林の経営を改良して、その私経済を向上するとともに、農山村の自主性を確立して明るい豊かな農山村を建設する。」というように表現を改め事業の名称も「林業改良普及事業」に改められ、自主的に考える農民の育成に重点がおかれることになった。

そして普及事業の指針ともいべき次の5項目のスローガンが定められた。

林業改良普及事業は、

- ① 農山村に科学を導入する。
- ② 農山村に役立つ教育をする。
- ③ 青少年活動を育成する。
- ④ 農山村民の生活を向上する。
- ⑤ 試験研究機関と常に一体である。

ここにおいて、従来の個別技術の伝達普及に走りがちであった普及事業に農民教育が加味され、また公益優先の性格を強く内包していた普及事業が農山村経済の振興、農民生活の向上安定を主眼とする方向へと転向し、「林業の普及事業は林業の技術・知識による農民教育である。」という新しい旗印がかかげられた。

## 第2節 職務統合と普及活動

昭和31年4月、それまで普及事業を担当してきた林業技術普及員と森林区実施計画の業務を担当してきた林業経営指導員との職務が統合されることになり、この二つの職務をあわせた総括的な事業の名称を「林業普及指導事業」と呼ぶことになった。

そして従来の専門技術普及員とA級経営指導員とをあわせて林業専門技術員・地区技術普及員とB・C級経営指導員とをあわせて林業技術員と呼ぶことになったが、翌32年の森林法改正により、その187条にそれぞれの任務が規定されて林業技術員の名称は林業改良指導員と改称された。

この職務統合の結果、専門技術員の専門項目は、従来の経営・造林・保護・防災・利用の5項目から、経営・造林・保護・特産・加工・化学・機械・普及・青少年・計画の10項目に分科され、その人員も14名と倍増したが、翌32年の森林法改正によって、10項目のうち青少年が普及方法に、計画が経営にそれぞれ包含されて林業経営・造林・森林保護・特殊林産・木材加工・林産化学・林業機械・普及方法の8項目となり、現在に至っている。

統合前の専門普及員は、県林政課普及係に配置されていたが、昭和31年4月、県の機構改革によって、昭和28年に設置された林業指導所の機構が改革され、運営の主力を占めていた林産課が廃止され、これにかわって林政課にあった普及係が林業指導所(現林業総合技術センター)に移管されることになった。この結果、林業指導所は、林業に関する試験研究と林業技術普及センターとしての2つの大きな機能をもつようになった。

同時に地方事務所が廃止され、徳島市周辺地域は、本庁直轄となり、三好・美馬・那賀・海部の4地方事務所林務課は出先機関としてそれぞれ独立し、林業事務所として発足した。この機構改革によって各地方事務所に配置されていた地区普及員は、原則として各森林区に1人ずつ配置されることになったので、統合後の林業技術員の総数は37名に増加し、それぞれ担当森林区内での普及指導活動と森林区実施計画の業務を担当することになった。

このように普及指導職員は量的には2倍強にふえたが、普及業務のほかに森林区実施計画の業務をも担当することになったので、業務は多忙をきわめ、普及活動が意の如く推進でき難い状況であった。

このような状況から、効率的な普及活動を明示する必要に迫られ、ここで採用されたのが現地の実態に基づく計画的・体系的な普及活動の方式である。

これは、教育方法の中のプロジェクト法を応用したもので、この方式の手順は、①実態の把握、②問題点の検討・対策の考究、③主題の決定(普及内容の選定)、④普及計画の樹立、⑤普及活動の実施、

⑥結果の見届け、⑦検討・評価、⑧普及計画の修正（または次期計画の樹立）で要約すれば、計画・実行・評価の繰り返しである。

この方式の特徴は、対象地域の自然的・社会的・経済的諸条件や、その地域に住む人達の関心や欲求を十分に把握し検討して普及の内容や方法をきめ、計画的に普及活動を行い、その結果を検討・評価し、これを土台にして次の普及にうつるということである。

こうした普及活動を職務統合後の不馴れな普及指導員に直ちに実行させることはきわめて困難であったので、31・32年度は職務統合に伴う相互の未経験部門の職務に関する研修に併行して、新しい普及活動の進め方（普及方法）についての研修が繰り返して行なわれた。

しかしながら、それぞれの改良指導員が担当森林区全域を対象に現地の実態に基づいて計画的・体系的な普及活動を進めることは関連業務の関係から非常にむずかしい状況にあったので、昭和32年5月、長官通牒による「昭和32年度林業改良普及事業の運営について」に基づき、各森林区ごとに50戸内外の部落を対象に教育的手法を取り入れた濃密な普及活動を行ない、この地域を拠点として周辺地域への波及効果の浸透をはかることになった。さらに33年8月「林業改良普及事業推進要綱」が制定され、濃密普及地区を中心とした普及活動の進め方が明確化され、その目的と方針が次のように定められた。

「林業改良普及事業は、私有林所有者および林産物の加工者の技術の改善と経営の合理化を促進し、その私経済を向上して自主性を確立し、我が国農山村および関連産業の振興をはかるため、林業の科学技術を媒介とした教育活動を推進するとともに、森林区実施計画を適正に運営して、国土の保全と森林資源の保続をはかるための事業である。」

また、33年度には、改良指導員38人のうち5人を地区主任改良指導員とし、三好・美馬・徳島・那賀・海部各森林基本計画区に1人ずつ配置し、一般の改良指導員と同じ業務を行うほかに、区域内に駐在する改良指導員との業務上必要な連絡および打合せ会等の運営にあたり、普及指導業務について所属長との連絡を密にし、現場での普及指導の円滑化をはかることになった。

さらに昭和34年度には、専門技術員の業務運営の指針を明らかにし、普及指導事業の効率的な推進をはかるため、「林業専門技術員業務運営要領」が定められ、各専門技術員の共通の運営事項および専門項目別の運営事項が示された。

昭和35年度には、県の機構改革により、これまで林業指導所に置かれていた指導係が県林業経営課に移管され、専門技術員13名のうち10名が指導係に配置されることになり、改良指導員の定数も2名増員されて40名となった。

### 第3節 集合配置と普及活動

その後、わが国経済の高度成長に伴い、農山村の社会経済情勢は激しく変動し、林業をとりまく各般の情勢も大きく変化し、これに即応して森林法も改正されたので、このような客観情勢に対応するため、昭和37年4月には、「林業普及指導事業推進要綱」が改正され、普及指導事業の方向を林業の生産性の向上と林業所得の均衡的増大におき、地域の特性に適應した普及活動を実施することによって林業経営の近代化を促進することに重点がおかれることになった。

そして、これまで各森林区に1人ずつ配置され、森林区を対象として普及指導活動を実施してきた改良指導員を地区主任を中心として集合し駐在させ、地区主任の担当区域（森林基本計画区）全域を対象に普及活動を行なうように改められた。

一方、この集合駐在制の実施に併行して、二種改良指導員が設置された。これは地区主任を除く一般の改良指導員を主として、①森林保護、特殊林産、林業機械のうちのいずれか一つの項目の技術につい

て普及指導を行う指導員（二種改良指導員）と、②その他の改良指導員（一種改良指導員）とに分けたもので、このように改められたねらいは、いうまでもなく適材を適期に適所へ配して、普及活動ができるようにしたことと、地区主任を中心として複数の指導員が相互に協力してセット活動を行うことにより、複雑高度化してきた普及指導活動の要請に対応し、その効果を促進しようとしたものである。

この結果、本庁直轄管内では県林業経営課指導係に7名が、その他の地域では4林業事務所経営係に24名がそれぞれ集合配置された。そして集合配置された改良指導員のうち10名が二種改良指導員の業務を行なうようになったが、遠隔地等、特殊な森林区においては、単独駐在制度はそのまま続けられ、9名が単独駐在となった。

このようにして、改良指導員の普及指導活動は、狭域を対象とした単独活動から、広域を対象とした協力活動へと転換したが、普及指導活動の進め方そのものは従来の現地の実態に基づく計画的・体系的な普及活動の進め方に変わりはなく、さらにこれを明確にするため、昭和37年に改正された推進要綱に基づき、「普及活動の計画化について」が知事あてに通牒され、普及計画の樹立と活動記録についての具体的な基準が示された。

一方、すでに述べたような社会経済情勢の変化を背景として、昭和35年10月、農林漁業基本問題調査会からの林業に関する答申があり、この答申で家族経営的林業が育林生産の展開に重要な担い手としてかなり高く評価された。さらに今後の林業経営の近代化をはかるには、経営の計画化を推進しなければならないことが強く指摘された。

これは、林業経営者に、単なる植伐の計画だけでなく、生産の増大と生産性の向上のために必要な諸事項を積極的に考慮した総合的な経営計画を作成させるべきだということである。

このことが契機となって、個別経営計画作成指導事業が新しい民有林施業の重要課題として普及指導事業でとりあげられることになり、昭和37年4月、「個別経営計画作成指導実施要領」が定められ、昭和37年度から4カ年計画で、320戸のモデル林家を設置し、経営計画の作成指導が行われた。

この事業の実施によって、林家が自己の森林の実態をつかみ、林家経済全体のなかでの林業部門の位置づけを明らかにして、経営という問題を考えるきっかけができたことは、大きな成果であり、林家の経営のなかに取り入れる技術を体系化しようとする気運が急速に高まった。

昭和39年度には、県の機構改革によって、本庁直轄管内に林業事務所が設置されることになり、徳島林業事務所が発足した。そして他の林業事務所にさきがけて普及係が設置され、地区主任改良指導員1名が係長兼務となった。

同年7月には、普及指導職員の職務の特殊性にかんがみ、法律第169号をもって地方自治法等の一部が改正され、同年4月1日から普及手当が支給されることになった。

この措置は、すでに昭和38年度から農業改良普及職員に対しては施行されており、これと勤務の態様が全く同様である林業・水産業・蚕業および開拓の各普及指導職員に対しても支給できるようにしたもので、近年における農林漁業の実情の推移、技術の進歩向上に即応して、普及指導職員がその職務に精励し得るようにするとともに、優秀な人材の確保をはかり、普及指導事業を強化することをねらいとして行なわれたものである。

一方、普及指導職員の任用については発足当初から昭和31年度までの間は、資格試験に関する法規がなかったので、「林業技術研究普及助長事業要綱」に基づき、各都道府県知事の同意を得て、ほぼ毎年1回、国が専門技術員の資格試験を実施するとともに、改良指導員の資格試験については、各都道府県ごとに実施してきた。

昭和32年の森林法改正の際に、同施行令によって専門技術員の任用資格が規定され、また同施行規則によって資格試験の実施について規定されたので、その後は、この規則に基づき、毎年1回国家試験が

行われてきた。改良指導員の資格試験については、同施行令によって都道府県が条例を定めて実施することが規定されたので、その後はこれに基づいて資格試験が行われた。

しかし、普及手当制度の発足に伴い、林業普及指導職員の無試験任用資格および資格試験受験資格を農業改良普及職員なみに引き上げる必要が生じたので、昭和39年10月政令第339号および農林省令第49号、同第58号により、森林法施行令、同施行規則の一部が改正され、農業の改良普及職員と同一水準に引き上げられた。

## 第4節 基本法を基調とする普及活動

昭和39年6月、さきの農林漁業基本問題調査会の答申を受けて「林業基本法」が制定され、今後の林業の進むべき方向と施策の目標が明らかにされた。昭和40年5月には、山村の近代化を促進するため、「山村振興法」が制定され、林業構造改善事業や山村振興対策事業が実施に移された。

これら農山村の近代化をねらいとした新しい施策の実施に伴って、普及指導事業は、ますます重要性を加えてきたので、このような情勢のなかで、普及指導事業の役割と位置づけを明らかにし、計画的かつ効率的な普及活動を進めるため、昭和41年7月、「林業普及指導事業推進要綱」が大巾に改正された。そして、社会経済情勢の変化と林業政策の方向に即応して、この事業の果たすべき役割を十分に把握し、地域の特性を生かした林業の振興により、林業経営の近代化が促進されるよう、関係各部門と密接な連携を保ちながら総合力の発揮につとめることになった。

なお、この要綱に基づいて、昭和37年度に定められた「普及活動の計画化について」の内容の一部が改正され、「普及指導計画の樹立と記録の整備について」の具体的な要領が定められたほか、近代的な林業経営を担当するにふさわしい後継者の育成確保をはかるため、山村青年教育指導要領および林業研究グループ育成指導要領がそれぞれ定められた。

こうした普及指導体制の整備に即応して本県の普及指導組織にも検討が加えられ、昭和40年度には、従来林業課に設置されていた指導係を廃止し、同課に林業専門技術員団を置くとともに、普及係が設けられていなかった4林業事務所に普及係が設置され、地区主任改良指導員がそれぞれ普及係長兼務となった。昭和43年度には、総合農政の推進が県の重点施策として強く打ち出され、この一環として農林関係の出先機関が統廃合されることになり、県内6カ所に農林事務所が設置された。

この機構改革によって、林業関係では川島農林事務所の発足に伴い、林務課が新設され、林業改良指導員2名が経営係に配置された。その他の管内では、林業事務所の所掌事項は、そのまま農林事務所林務課に移管され、それぞれ経営、普及、治山林道の3係が設置された。

一方、普及指導活動については、前述のように昭和41年7月の林業普及指導事業推進要綱の改正により、現地の実態に基づく計画的、体系的な普及活動の進め方を基調として林業施策の方向に沿った普及指導活動の展開への積極的な姿勢が明らかにされ、各普及指導区においても、この方針に沿って地区主任改良指導員を中心としたセット活動の実施により総合力の発揮に努めてきたが、この頃から出先機関に集合配置された改良指導員もようやく集合駐在制に馴じみ、改良指導員相互の連携協力による総合的な指導力も次第に発揮されるようになってきた。

しかしながら林業基本法に基づく各種の林業施策が実施されるに伴い、これらについての啓蒙指導あるいは計画の作成や実行についての打合せや指導などの活動が次第に増加してきたため、個々の林家の経営を改善し所得を増大するための具体的な技術・知識の普及指導が相対的に減退する傾向がみられるようになってきた。

そこで、林家等との接触を強化し、開発させた新技術等の効果的な普及を図るため、展示林の設置を

内容とした「主産地形成事業」が県単独事業として昭和41年度から3カ年計画で実施され、林地肥培、除伐枝打、林地除草剤施用（クズ、ササ、シダ等の枯殺）、スラッシュマツの風害軽減、マツタケの発生環境改善等をテーマとした展示林が各地に設置された。

また、森林施業の多様化、高度化等の諸傾向に対応して林家の経営目標に応じた技術体系の普及浸透を図るため、昭和44年度から3カ年の継続事業で県単独予算による「保育技術体系導入事業」が実施され、集約型、一般型、省力型の3種に区分された保育形式のモデル林分の設置を通して、ていねい植え、林地肥培、林地除草剤の利用といった新しい技術や枝打ち、間伐等の個別技術が林家の経営条件に応じて合理的に導入されるよう普及指導が行われた。

なお、昭和37年度から4カ年計画でモデル林家を対象として個別経営計画の作成指導を実施してきたが、昭和43年度の森林施業計画制度の発足に伴って個別経営に対する普及指導は、個別経営計画の作成指導から森林施業計画の樹立へと転換された。

## 第5節 林業地育成をめざした普及活動

戦後における我が国経済の高度成長は、農山村の発展、近代化に寄与した面も少なからぬものがあったが、その反面、基幹的労働力の流出による農山村の過疎化、労働力の劣弱化、農林家の兼業化、林地価格の上昇等我が国林業停滞の要因として作用したばかりでなく、社会開発面での立ち遅れから、昭和40年代の後半期になると、環境問題、都市問題をはじめ多くの社会問題を惹き起こした。

このような環境破壊とその防止といった国民世論の高まりの中で、国土保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等、森林のもっ公益的機能が見直されるようになり、木材の安定的供給という経済機能と森林の公益的機能との調和を図りつつ、それらの総合的効用を最高度に発揮することが強く要請されるようになってきた。

また、木材の需給関係においては、木材需要の増大に伴って外材の輸入量が増加し、総供給量に占める外材の比率は、40年には29%であったものが、45年には55%、48年には64%と増大し、40年代の後半期から外材主導の構造となった。

こうした森林、林業をとりまく諸情勢の変化に対応して、積極的に林業施策を推進するため、林野庁においては、昭和48年2月、“森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需給及び供給に関する長期見通し”を策定し、木材の安定的供給と森林の公益的機能の総合的高度発揮を目途として地域の自然的、経済的、社会的環境の変化に対応した林業発展のための施策を強力に推進することになった。

一方、普及指導事業においても、以上述べたようなこの事業をめぐる諸情勢の急激な変化に伴い、これまでの推進要綱では十分な対応が困難な情勢となってきた。

そこで昭和48年6月、従来の「林業普及指導事業推進要綱」が廃止され、新たに「林業普及指導事業推進要領」が制定された。そして森林施業の多様化、林業経営改善を図るための各種対策事業の進展、造林から生産販売に至るまでの一貫した技術体系の開発及び普及に対する要請の増大等に積極的に対応することになった。

これに伴い、従来の推進要綱に基づいて定められた「林業研究グループ育成指導要領」等の各種の要領はすべて廃止された。

その後、昭和48年秋のオイルショックを契機として我が国の社会経済情勢は大きく変動し、エネルギー問題や土地、水などの国土資源の有限性の顕在化、さらには国民意識の変化などを背景に行政施策のあり方について抜本的な見直しが求められるようになり、我が国の社会経済施策の基調は、高度成長から安定経済へ、産業優先から福祉重視へと大きく転換した。

このような動向の中で、林業をとりまく諸情勢は、外材輸入の増大や不況に伴う木材需要の伸び悩み、木材価格の低迷、生産コストの上昇等による林業生産活動の減退など一段と厳しさを加えてきた。

以上述べたような諸情勢の変化に対処して普及指導事業の効率的な推進を図るため、本県においても普及指導の組織について検討が加えられ、昭和45年度には本庁林業課に普及係を設置し、執行体制を強化するとともに昭和47年度から現地活動の強化をねらいとして徳島及び阿南農林事務所専門技術員がそれぞれ配置されたほか阿南及び池田農林事務所に普及第2係が設置された。

昭和48年度には、森林保全及び環境行政業務の増大に対処するため、各農林事務所に森林保全係がそれぞれ設置された。

さらに49年度には、徳島農林事務所に普及第2係が、翌50年度には脇町及び日和佐農林事務所に普及第2係がそれぞれ設置され、普及第1係長が地区主任改良指導員の業務を担当することになった。

また、林業従事者及び後継者対策の一環として高度の機械化技術等についての実践的スキルと近代的な林業の経営管理能力を有する者を養成するため、昭和48年度から3カ年計画で林業試験場に実習指導施設が整備され、51年度から研修係が新設されて林業従事者等に対して技術、スキルの研修教育を実施することになった。同時に林業試験場は「徳島県林業総合技術センター」と改名し、林業に関する試験研究と研修の二つの機能をもつ技術センターとして発足した。

さらに昭和52年度から2カ年計画で那賀郡鷲敷町の和食試験林を対象として「青少年の森」の施設整備が進められ、昭和54年度からこれら施設を活用して、小・中・高校生や林業後継者等に対して森林・林業に関する教育指導活動を積極的に推進し、次代を担う青少年等の森林・林業についての認識の向上と森林愛護思想の高揚を図っている。

一方、近年における普及指導活動の推移をみると、昭和40年代の後半期以降においては、昭和40年度から開始された林業構造改善事業をはじめとして里山再開発事業（実施年度—昭和44年～48年度）、間伐対策事業（実施年度—昭和46～47年度）、林分改良開発事業（昭和48年度から実施）、中核林業振興地域育成特別対策事業（昭和51年度から実施）など地域林業の振興をねらいとした諸施策があい次いで実施された。

これら普及指導事業に関連する林業諸施策が逐次実施されるに伴い、これらについての啓蒙指導あるいは計画の樹立や実行についての指導など、これら施策の実施効果を高めるための普及指導活動が地区主任改良指導員を中心としたセット活動により積極的に進められてきた。

本県においても、こうした国の施策の動向に対応して林業経営改善を図るための県単独予算による新規施策が積極的に実施された。

主なものをあげると

- ① 良質材生産に不可欠な枝打ち技術の積極的な普及を図るため、「良質材生産対策事業」を昭和46年度から50年度までの5カ年計画で実施し、3,100ヘクタールの枝打ち実施林分に対して助成（県費助成額9512千円）した。
- ② 県内の主要林業地（木頭林業地、神山、木屋平、穴吹林業地、三好地域）を対象として47年度から49年度までの3カ年計画で林業試験場四国支場の研究員及び専門技術員によるプロジェクトチームを編成し、「地域診断事業」を行うとともに各地域ごとに500戸の林家を対象に林家診断を実施し、経営計画の作成について指導した。
- ③ 林業の近代化に不可欠な作業道等の整備を促進するため、昭和48年度から52年度までの5カ年計画で「経営作業道整備事業」を実施し、作業道60線、46,100メートルの開設及び固定索道5線、4,000メートルの整備に対して助成（県費助成額32,000千円）した。
- ④ 枝打ち、除伐及び作業道開設などの計画的、組織的な推進を通して良質材生産団地の育成を図るた

め、昭和53年度から予算額10,000千円で「良質材等生産促進事業」を実施し、枝打ち250ヘクタール、除伐150ヘクタール、作業道開設11線、5,630メートル、固定索道1線、1,000メートルの設置等に対して助成するとともに54年度も引き続き、枝打ち260ヘクタール、除伐240ヘクタール及び作業道開設4,300メートル等の事業を実施している。

⑤ 昭和54年度から林業後継者等で組織する林業研究グループを順次地域林業の担い手としての営林集団に育成するため、「地域営林集団育成事業」を実施しており、協業活動に必要な林業生産施設（単線循環式索道、トラック、集材機等）の整備に対して助成を行っている。

これら県単独予算による各種の施策は事業実績からもうかがわれるように本県民有林の経営改善に大きな役割を果たしてきたばかりでなく、これら施策が各普及指導区における日常の普及指導の場において普及の手段、方法として積極的に活用されたため、個々の林家等との接触を深め、これら普及客体とのコミュニケーションを維持するうえに大きな効果をあげていることは高く評価してよいと考える。

しかし、前に述べたような林業諸施策の積極的な展開に伴い、改良指導員が担当する一般林業施策の業務量が年とともに増加してきたため、これら業務の処理に追われて地域の実態に即した計画的・体系的な普及指導活動を行うことが次第に困難となってきたので普及指導の進め方について検討が加えられた。

この結果、改良指導員の業務の実情から、普及指導区の全域を対象に現地の実態に基づく教育的な手法を取り入れた普及指導活動を実施することは不可能と判断されたので、地域を限定して実施することになり、昭和49年に「林業振興重点地域担当林業改良指導員業務運営要領」が定められ、これに基づいて各普及指導区ごとに地域林業振興の中核となり得る市町村を対象として「林業振興重点地域」が設置された。

そしてこの地域に専従担当改良指導員を配置し、行政施策を活用した濃密な普及指導活動を実施するとともに地区主任改良指導員を中心として計画的、組織的な普及指導活動を推進することにより、多様化、高度化、専門化しつつある普及指導への要請に対応することになった。

その後、国の定数削減計画により本県の普及指導職員の定数は、昭和52年度に1名、続いて54年度に1名が減員されて48名（SP10名、地区主任AG6名、二種AG16名、一般AG16名）となったが、林業振興重点地域設置による普及活動方式は、その後も継続されて現在に至っている。

以上述べたように、普及指導事業の進め方は、社会経済情勢の変化と林業施策の動向に対応して、段階的に変化してきたが、その中核となるもの、すなわち「林業に関する知識・技術の普及教育を行ない、林業技術の改良と経営の合理化を推進し、林業の生産性の向上と林業所得の増大をはかる」という目的および「林業従事者等が科学技術に基づいて地域の特性に適応した計画的合理的な林業経営を行なうための自主的な努力を助長することにつとめる」という方針は、一貫して変わってはいない。

このことは、他の多くの行政諸施策が上から下へと、主として補助金等を手段としてその目的を達成しようとしているのに対して、教育的な手段方法により目的を達成しようとする普及指導事業の特質を明らかにしたもので、普及指導事業の存在意義もここにあるということが出来る。